令和８年１１月２５日
報 道 発 表 資 料
川崎市監査事務局

住民監査請求に対する監査結果をお知らせします
（政務活動費に関する住民監査請求）

令和８年９月２９日付けで提出された住民監査請求について、川崎市監査委員は、地方自治法第２４２条第５項の規定に基づき監査を実施し、その結果として、違法又は不当な支出と認めることはできないものであるため、棄却となりましたので、次のとおり概要をお知らせします。

１　請求人

１団体

２　請求内容

次の川崎市議会議員に対する政務活動費の返還請求権を行使することを川崎市長に対し勧告することを求める。

石田　康博　議員	大島　　明　議員	各務　雅彦　議員
末永　　直　議員	野田　雅之　議員	橋本　　勝　議員
原　　典之　議員	本間賢次郎　議員	松原　成文　議員
矢沢　孝雄　議員	岩田　英高　議員	仁平　克枝　議員
三浦　恵美　議員	三宅　隆介　議員	飯田　　満　議員

３　監査対象

議会局

４　経過

請求書受理日　　令和８年９月２９日（火）
監査結果公表日　　令和８年１１月２５日（水）

５　監査結果

本件支出について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

※本件住民監査請求の結果については、本日１１月２５日（水）から市ホームページ「川崎市の監査」－「監査の結果等」－「住民監査請求 結果一覧」
https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html　に掲載しています。

【問合せ先】
（監査結果について）
川崎市監査事務局行政監査課　藤田
電話（０４４）２００－３４３７
内線　５２７５１
（政務活動費について）
川崎市議会局総務部庶務課　柴田
電話（０４４）２００－２４８２
内線　５３１０３